

『コンパクト労働法』補遺

初版第2刷→第3刷への修正箇所一覧

※法改正への対応など、最新の情報に対応した部分については、ページ番号部分に太い下線を引いて目立つようにしてあります。

【判例百選の番号の変更】

(労働判例百選 第8版から第9版へ改訂のため)】

35 頁 16 行目 片山組 26→24
39 頁 (2) の 4 行目 横浜南労基署長 百選 1 の
まま
42 頁 下から 7 行目 INAX メンテナンス
→ (百選 3) と追加
52 頁 下から 6 行目 三菱樹脂 11→8
55 頁 下から 1 行目 大日本印刷 12→9
61 頁 8 行目 神戸弘陵 81→80
67 頁 下から 8 行目 東亜ペイント 68→61
71 頁 8 行目 新日本製鐵 (日鐵運輸第 2)
→ (百選 62) と追加
78 頁 下から 6 行目 フジ興産 22→19
92 頁 下から 11 行目 高地放送 77→71
107 頁 下から 6 行目 大和銀行 百選 37→削除
109 頁 9 行目 小田急電鉄 38→31
113 頁 コラム 7 行目 福島県教組 百選 33→削除
113 頁 コラム 12 行目 日新製鋼 35→29
118 頁 8 行目 三菱重工長崎造船所 40→33
119 頁 下から 5 行目 大星ビル管理 41→34
124 頁 下から 5 行目 日立製作所武蔵工場
43→36
127 頁 8 行目 高知県観光 45→38
140 頁 4 行目 白石営林署 47→41
145 頁 下から 2 行目 秋北バス 21→18
145 頁 下から 1 行目 第四銀行 23→20
166 頁 4 行目 日立メディコ 80→79
182 頁 コラム一番下 パナソニックプラズマ…事
件 → (百選 81) と追加
189 頁 13 行目 電通 55→48
210 頁 下から 5 行目 三井倉庫港運 86→82
216 頁 下から 7 行目 朝日放送事件は、百選 4 の
まま
221 頁 下から 8 行目 朝日火災海上 95→89

はしがき

はしがきの 2 頁の一番下

※第3刷刊行にあたり、最新の動向や判例百選の改訂等への対応を行いました。

凡例

(xiii 頁) の 1 行目

『労働判例百選 (第 8 版)』(村中孝史・荒木尚志編、有斐閣、2009)

→『労働判例百選 (第 9 版)』(村中孝史・荒木尚志編、有斐閣、2016)

xiii 頁 (凡例) の (3) 各章末「さらに詳しく」…の水町、菅野を

水町:水町勇一郎『労働法 (第 6 版)』(有斐閣、2016)

菅野:菅野和夫『労働法 (第 11 版)』(弘文堂、2016)

とした上で、*水町、菅野は、本書第 2 刷……の 3 行を削除

【第 2 章】

34 頁 (1) の 3 段落目の冒頭

なお、→ また、

【第 3 章】

48 頁

本文 9 行目

1% → 0.9%

本文 10 行目

平成 26 年労働組合基礎調査

→ 平成 28 年労働組合基礎調査

本文 11 行目

約 17.5 → 約 17

【第 4 章】

54 頁 コラム (採用の自由と障害者の雇用の促進) の下から 3 行目

(施行されるのは平成 28 年の予定です)

→ (これらは平成 28 年 4 月 1 日施行)

【第 5 章】

71 頁

6 行目 出向労働者の利益に配慮した

→ 青字に

8 行目
とした判例があります → 黒字に

14 行目
命令権を出せる → 命令を出せる

75 頁 2 行目
職務 → 業務

【第 7 章】

91 頁

(2) 本文の 1 行目
療養 → その療養のため休業

(2) 本文の 3 行目
療養・休業 → 休業

【第 9 章】

119 頁 下から 11 行目
(前掲三菱重工業長崎…
→ (前掲三菱重工長崎…

130 頁 コラム (残業代ゼロ法案) の差し替え

政府の新成長戦略の一環として、新しい適用除外制度の創設が議論されています(平成 27 年 2 月現在)。年収など一定の要件を満たす労働者について、労働時間の上限や割増賃金の支払いといった規制の適用除外とするもので、「残業代ゼロ法案」などと呼ばれることもあります。ここでは、割増賃金の有無だけに目を奪われるのではなく、労働時間を規制する意味 (例えば、労働者の心身の健康を守るために、労働時間の規制は必要なのか、有効なのか) も含めた **広い視野** で議論を深めていくことが求められていると言えるでしょう。

↓

近年、労働時間法制の見直しの議論が活発に行われています。例えば、年収や担当業務など一定の要件を満たす労働者について、割増賃金などの規制の適用除外とする制度 (高度プロフェッショナル制度) の創設等を盛り込んだ労基法改正案が、平成 27 年の国会に提出されました。他方、政府は「**働き方改革**」を重要な課題と位置付け、長時間労働の是正に力を入れる動きが活発化しています(平成 29 年 1 月現在)。労働時間法制に関し、**広い視野で議論を深めていくこと**が求められていると言えるでしょう。

132 頁の一番下の行～133 頁 1 行目
実際に労働した時間がその総労働時間の枠内であれば
→ 実際に労働した時間がその期間の法定労働時間の枠内であれば

【第 10 章】

138 頁 6 行目

年休のルールは、次のようにまとめることができます。

→ 年休のルールは次のようにまとめられます (労基法 3 9 条 5 項)

143 頁 下から 3 行目 介護休業給付は同じく 40%
→ 介護休業給付は同じく 67%

【第 11 章】

148 頁

12 行目 ②のような場合について → 削除

12～13 行目 【判例の差し替え】

協愛事件・大阪高判平成 22・3・18 労判 1015 号 83 頁

→ 山梨県民信用組合事件・最二小判平成 28・2・19 民集 70 巻 2 号 123 頁 (百選 21)

156 頁 1 行目

百選 23 解説参照 → 百選 20 解説参照

【第 12 章】

161 頁 17～18 行目

遣法も平成 24 年に改正され、さらに平成 27 年にも改正が成立しました。

↓

遣法も平成 24 年、27 年に改正されました。非正規雇用は最近の「働き方改革」の議論においても重要な課題と位置付けられています。

【第 16 章】

217 頁 本文 3 行目

労組法 1 5 条 → 労組法 1 4 条

【第 17 章】

230 頁 9 行目

「故をもって」 → 「故をもつて (もって)」

※条文では大きい「つ」

244 頁 付録 就業規則例の説明 2 行目

『労働法（第 5 版）』

→『労働法（第 6 版）』

253 頁 判例索引

下から 2 件目 協愛事件・大阪高判平成 22・3・18 労
判 1015 号 83 頁〔協愛事件〕を削除

一番下に, 最二小判平成 28・2・19 民集 70 卷 2 号 123
頁〔山梨県民信用組合事件〕を追加

最後のページ, 著者紹介の主要著書

『事例演習労働法（第 2 版）』（水町勇一郎・緒方桂
子編, 有斐閣, 2011）

→『事例演習労働法（第 3 版）』（水町勇一郎・緒
方桂子編, 有斐閣, 2017）

『プラクティス労働法』（山川隆一編, 信山社, 2009）

→『プラクティス労働法（第 2 版）』（山川隆一編,
信山社, 2017 刊行予定）

【各章末】

「さらに詳しく」の水町, 菅野のページについて,
下記のように修正

第 1 章（15 頁） 水町 1 頁・57 頁, 菅野 1 頁

第 2 章（36 頁） 水町 79 頁, 菅野 141 頁

第 3 章（49 頁） 水町 63 頁, 菅野 170 頁, 779 頁

第 4 章（61 頁） 水町 125 頁, 菅野 213 頁

第 5 章（75 頁） 水町 137 頁, 菅野 676 頁

第 6 章（85 頁） 水町 158 頁, 菅野 649 頁

第 7 章（103 頁） 水町 169 頁, 菅野 703 頁

第 8 章（116 頁） 水町 230 頁, 菅野 405 頁

第 9 章（133 頁） 水町 253 頁, 菅野 460 頁

第 10 章（143 頁）

水町 274 頁・303 頁, 菅野 529 頁・584 頁

第 11 章（158 頁） 水町 95 頁, 菅野 201 頁

第 12 章（183 頁） 水町 313 頁, 菅野 291 頁

第 13 章（190 頁） 水町 282 頁, 菅野 605 頁

第 14 章（201 頁） 水町 195 頁, 菅野 228 頁

第 15 章（204 頁） 水町 151 頁, 菅野 716 頁

第 16 章（223 頁） 水町 351 頁, 菅野 767 頁

第 17 章（235 頁）

水町 389 頁, 菅野 903 頁・1024 頁

第 18 章（243 頁） 水町 445 頁, 菅野 1001 頁